

甲賀市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地域住民の相互交流、地域共生等総合的な地域活動の推進拠点として、雲井コミュニティセンターを追加します。また、「公共施設使用料の見直しに係る基本方針（令和4年10月）」に基づき使用料の見直しを図るため、甲賀市コミュニティセンター条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

（１） 甲賀市雲井コミュニティセンターを規定します。

【第2条関係】

（２） 令和5年4月の改定時に、急激な値上げを防ぐため激変緩和措置として
1. 5倍を上限に据え置きとした施設の使用料を改めることとします。

【別表関係】

（３） この条例は、令和7年4月1日から施行することとします。また、改定後の使用料は、この条例の施行の日以後に納付のあった使用料から適用し、同日前に納付のあった使用料については、なお従前の例によることとします。

【付則関係】

3 その他

雲井地域の活動拠点として自治振興会の事務所を設置することができ、甲賀市まちづくり基本条例に則り、住民自治を進めます。

甲賀市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

甲賀市コミュニティセンター条例（平成１６年甲賀市条例第７３号）の一部を次のように改正する。

第２条の表甲賀市希望ヶ丘コミュニティセンターの項の次に次のように加える。

甲賀市雲井コミュニティセンター	甲賀市信楽町牧１３７５番地１
-----------------	----------------

別表甲賀市鮎河コミュニティセンターの部大会議室の項中「４５０」を「５００」に、「９００」を「１，０００」に改め、同表甲賀市油日コミュニティセンターの部多目的室の項中「４００」を「５００」に、「８００」を「１，０００」に改め、同表甲賀市希望ヶ丘コミュニティセンターの部研修室（１室につき）の項中「３００」を「４００」に、「６００」を「８００」に改め、同部会議室（１室につき）の項中「１５０」を「２００」に、「３００」を「４００」に改める。

付 則

１ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に納付される使用料（利用料金を含む。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に納付された使用料については、なお従前の例による。

甲賀市コミュニティセンター条例新旧対照表

改正案	現行																																		
(名称及び位置) 第2条 コミュニティセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>甲賀市希望ヶ丘コミュニティセンター</td><td>甲賀市甲南町希望ヶ丘1丁目3番地4</td></tr><tr><td>甲賀市雲井コミュニティセンター</td><td>甲賀市信楽町牧1375番地1</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table> (使用料) 第11条 コミュニティセンターの使用料は、別表のとおりとする。 (利用料金) 第17条 前条第1項の規定により、指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、別表の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。 別表 (第11条関係) <table><tr><th rowspan="2">施設名</th><th colspan="2">1時間当たり金額 (円)</th></tr><tr><th>市内</th><th>市外</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	名称	位置	(略)		甲賀市希望ヶ丘コミュニティセンター	甲賀市甲南町希望ヶ丘1丁目3番地4	甲賀市雲井コミュニティセンター	甲賀市信楽町牧1375番地1	(略)		施設名	1時間当たり金額 (円)		市内	市外				(名称及び位置) 第2条 コミュニティセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>甲賀市希望ヶ丘コミュニティセンター</td><td>甲賀市甲南町希望ヶ丘1丁目3番地4</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table> (使用料) 第11条 コミュニティセンターの使用料は、別表のとおりとする。 (利用料金) 第17条 前条第1項の規定により、指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、別表の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。 別表第1 (第11条関係) <table><tr><th rowspan="2">施設名</th><th colspan="2">1時間当たり金額 (円)</th></tr><tr><th>市内</th><th>市外</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	名称	位置	(略)		甲賀市希望ヶ丘コミュニティセンター	甲賀市甲南町希望ヶ丘1丁目3番地4	(略)		施設名	1時間当たり金額 (円)		市内	市外			
名称	位置																																		
(略)																																			
甲賀市希望ヶ丘コミュニティセンター	甲賀市甲南町希望ヶ丘1丁目3番地4																																		
甲賀市雲井コミュニティセンター	甲賀市信楽町牧1375番地1																																		
(略)																																			
施設名	1時間当たり金額 (円)																																		
	市内	市外																																	
名称	位置																																		
(略)																																			
甲賀市希望ヶ丘コミュニティセンター	甲賀市甲南町希望ヶ丘1丁目3番地4																																		
(略)																																			
施設名	1時間当たり金額 (円)																																		
	市内	市外																																	

(略)			
甲賀市鮎河コミュニティセンター	(略)		
	大会議室	500	1,000
(略)			
甲賀市油日コミュニティセンター	多目的室	500	1,000
	(略)		
(略)			
甲賀市希望ヶ丘コミュニティセンター	研修室(1室につき)	400	800
	会議室(1室につき)	200	400
(略)			

備考

1～4 (略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に納付される使用料(利用料金を含む。以下この項において同じ。)について適用し、同日前に納付された使用料については、なお従前の例による。

(略)			
甲賀市鮎河コミュニティセンター	(略)		
	大会議室	<u>4 5 0</u>	<u>9 0 0</u>
(略)			
甲賀市油日コミュニティセンター	多目的室	<u>4 0 0</u>	<u>8 0 0</u>
	(略)		
(略)			
甲賀市希望ヶ丘コミュニティセンター	研修室(1室につき)	<u>3 0 0</u>	<u>6 0 0</u>
	会議室(1室につき)	<u>1 5 0</u>	<u>3 0 0</u>
(略)			

備考

1～4 (略)